

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月29日公布、平成18年4月1日施行)

【改正の概要】

1 新たに徴収する手数料

介護保険法の一部改正に伴うもの。

介護支援専門員実務研修受講試験手数料(試験問題作成事務手数料)	1,000円
介護支援専門員実務研修受講手数料	21,000円
介護支援専門員再研修受講手数料	21,000円
介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 実務経験を有しない者に対する更新研修 21,000円 (2) 実務経験を有する者に対する更新研修 23,000円(更新が2回目以降の場合12,000円)

2 指定試験機関等に納入させる手数料の追加

新たに徴収する介護支援専門員実務研修受講試験手数料(試験問題作成事務手数料)、介護支援専門員実務研修受講手数料等について、登録試験問題作成機関及び指定研修実施機関に手数料を納入させるための改正

施行日 公布日

【その他参考事項】

介護支援専門員

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、介護保険制度において、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

主に居宅介護支援事業者(ケアプラン作成機関)及び介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)において、介護サービス計画(ケアプラン)を作成する。

介護支援専門員となるには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了して、介護支援専門員名簿に登録されることが必要。

5年ごとに更新

愛媛県内の介護支援専門員

5,722人

登録試験問題作成機関及び指定研修実施機関

- 登録試験問題作成機関 財団法人社会福祉振興・試験センター
- 指定研修実施機関 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会